

十和田市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

平成21年12月25日

十和田市中心市街地活性化協議会

十和田市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書

1. はじめに

十和田市は、今から約150年前、新渡戸傳親子三代に渡る三本木原開拓の歴史によって築かれ、言わば「開拓精神」の歴史の中に培ってきた街と言っても過言ではありません。中心市街地においても、傳の長男・新渡戸十次郎が、当時、検地絵図に示した都市計画を基本に、多くの先達が変容する各時代に対応し、果敢に「まちづくり」に挑戦して参りました。しかしながら近年、時代・社会環境が大きく変容する中で、当市においても例外なく中心市街地の衰退は一層進み、現在では、「街が抱える問題」が個々人の問題だけではなく、「都市構造上の問題」として認識されております。

これらを時代背景に、平成18年の「まちづくり三法」の改正を受け、市当局が、改正後の「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく十和田市中心市街地活性化基本計画（以下・基本計画という）の策定に、意欲的に取り組まれてこられましたことには、改めて敬意を表するものであります。

当協議会におきましては、昨年度、十和田商工会議所が主体となって、主に民間を構成員とし、当協議会の前身にあたる「十和田市中心市街地活性化推進会議」を立ち上げ、6回の全体会議を開催し、推進会議の意見を基本計画の素案づくりに提案してまいりました。そして今年5月20日、十和田商工会議所と株まちづくり十和田（同年4月24日設立）が設置者となり、全39名の構成員による十和田市中心市街地活性化協議会（以下・協議会という）を設立するに至りました。当協議会では、これまで基本計画（素案）に対する勉強会や役員会・事業検討部会などの諸会議、及び書面による意見聴取等を実施し、平成21年12月11日（金）、第2回協議会総会において、基本計画（案）（平成21年11月作成）に対する当協議会の意見を取りまとめました。

以上、これら協議検討の経緯を踏まえ、基本計画（案）に掲げる事項について、以下のとおり意見書を提出します。

2. 協議会の意見

基本計画（案）は、「芸術・歴史・文化が薫り、心豊かにくつろげる街づくり」、「買い物を楽しめ、安心安全な暮らしのできる、住みよい街づくり」の2つを基本方針として各種事業を実施していくこととなりますが、それらに基づく各事業が総合的かつ一体的に推進される中で、相乗効果を生みだし、中心市街地の活性化に導いていただけることを、大いに期待しております。

特に中心商店街の活性化においては、基本計画（案）に盛り込まれているハード・

ソフト事業、中でも民間事業者等による複合型商業施設や商業住宅複合施設等の施設整備事業について、その効果を大いに期待するものです。もちろん、中心市街地全体が総合的かつ一体的に活性化が推進されなければならないのは言うまでもありません。しかしながら、「まちの顔」とも言える中心商店街の活性化なしに、当市の中心市街地活性化はありえないものと考えます。

つきましては、この基本計画（案）は概ね妥当なものと理解いたします。なお、事業推進にあたっては、引き続き市担当部署との綿密な協議・連携のもとに、情報交換など積極的に行うこととしますが、今後、新たな事業化に向けて調整が整った事業、或いは事業に追加・変更等が生じた場合には、当協議会の意見も含めて随時基本計画の調整を行うなど市当局の柔軟な対応をお願いいたします。

本協議会の具体的な意見・提案は以下に掲げるとおりです。

第1章 中心市街地活性化の基本方針に関する事項

①P35・(3) これまでの取組みに対する評価について

旧計画に対する評価の中に、「基本計画の推進体制に、判断と執行の役割を明確にするため、執行する役割として推進本部を設置し、市民参加を有効に機能させることにより、行政が中心となる組織体制から、市民が主役となる体制づくりを構築する必要がある」とありますが、今回の基本計画における、計画の権限や実行の権限、予算執行の権限など新しい体制づくりの具体的な姿を示すことが必要ではないでしょうか。そして、相応の事業と目標を達成し、はじめて中心市街地が活性化したといえるのではないのでしょうか。今回の基本計画は俗に言う「絵に描いた餅」ではないと、大いに期待しております。つきましては、引き続き、今後における行政の協力と責任ある対応をお願いいたします。

第2章 中心市街地活性化の位置及び区域に関する事項

①P41・[2]区域について

活性化区域については、区域境界を道路や河川等を境として、一定の区域を設定し、集中的な取組みを行うわけですが、活性化区域を道路や河川で区域を決めると、面として存在する向かいあった商店街を分断する結果にもなることから、商店街（商店会）機能を損なわないようなエリア決めをご配慮いただくとともに、周辺地区で新たな事業が生まれた場合には、区域設定の迅速な見直し等についてご配慮願います。

第3章 中心市街地活性化の目標に関する事項

①P47・[4]目標指標の具体的な数値設定について

目標指標が歩行者・自転車通行量、居住人口となっていますが、中心市街地活性化のためには、例えば、売上額や店舗業種数など、中心市街地の活気に結びつく数値にも配慮の上、活性化事業を効果的に進めていくことを期待します。

第4章 市街地の整備改善のための事業に関する事項

①商店街の駐車場について

この計画では、中心商店街において、特定の施設用の駐車場については整備されるようですが、商店街全般で利用できる一般駐車場については、根本的な解決がみられないような気がします。基本計画では、確かに官庁街通りのイベント等に対応した観光駐車場を整備する計画はあるようですが、中心商店街における一般商業者の来客用の駐車場を含め、中心商店街来街者の誰もが気軽に利用できる駐車施設については、設置費及び維持費を考えると、商店街単独での設置は困難です。十和田市の中心商店街においても、一番の課題といえる駐車場整備について、市等による整備をご検討願います。

②P57・(4) 国の支援がないその他の事業について

街区に仲通りを通して南商店街に賑わいを取り戻すための事業「仲通り構想(※)」について、今後ご検討願います。

※南商店街地区の仲通り構想…計画区域の南端に位置する南商店街振興組合地区は、国道に面する空き地空店舗間口が42%に達する。地権者の大半は売却を希望しているが、思うように進んではいない。この土地流動性を阻害する要因として、一戸あたりの間口の狭さが挙げられる。市道によって区切られている50間四方のなかで、平均間口4.5間、奥行25間、ウナギの寝床状態である。中心市街地でありながら、東西から奥に延びる敷地の境界線周辺には畑とも庭ともみられる空間がある。この状況を打開するためには、50間四方の中央部で東西に分断する南北道路を通し、土地の利用度を高める必要がある。この道路によって土地の細分化が進み、商業者の新規参入および居住者の増加が容易になると想定している。

第5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

①高齢社会において、中心市街地における休憩所・トイレ等の施設の役割は大きいと思われます。公園など、それらの役割を果たしてくれる公共施設がある地区はいいですが、中心商店街においては、その利用頻度を考えれば、民間の施

設だけではやはり不足しているのではないのでしょうか。官庁街通りだけではなく、中心商店街にも自治体が運営する休憩所やトイレ等の役割を果たす施設（イベントホールや公園、公共施設等）の整備をお願い致します。

第6章 街なか居住の推進のための事業に関する事項

① 現在の中心市街地に街なか居住を推進するためには、大型の商業住宅複合施設の整備はもちろんですが、毎日の食料品や買回り品などの買い物に便利な小中規模の店舗も必要であると思います。現在の空き店舗に住・商一体となった商業者や、1階が店舗で2階以上がマンション等の建物も必要ではないでしょうか。基本計画にあるまちなか居住の促進制度も活用しながら、コンパクトシティの実現に向けて、事業を推進していくことを希望します。

② P 3 2 街なか居住の推進と P 6 1 第6章 [1](第1節街なか居住の推進の必要性 (2) 街なか居住推進のための事業について

街なか居住の推進を図るにあたって、「優良建築物等整備事業」制度は有効な活用・支援施策と考えるところでありますが、当基本計画（案）においては記載がありません。今後において基本計画の見直しがされる場合において、同制度を取り入れることも必要だと考えます。

第7章 商業の活性化のための事業に関する事項

① 商店街の活性化のため、様々な支援措置がとられており、空き店舗活用や創業者に対する支援もありますが、いざ開業をしても開業後でなければ見えない経営上の課題も多々あります。つきましては、開業間もない方々に対する経営コンサルティングを含めた指導等、行政からの積極的な支援と協力を期待いたします。

その他

① 十和田市は、新渡戸三代によって上水された稲生川により、現在があるといっても過言ではありません。中心市街地活性化に向けて、これから様々な事業やイベントが展開されていくことと思いますが、今後行われるイベント等の事業を行い、是非、新渡戸三代の偉業を再認識していただけるような施策を実施していただきたいと思っております。

3. おわりに

当協議会は、認定基本計画に基づき実施される各種事業についての総合調整役として、これからも適正な協議等を実施して参りますが、基本計画の実現と中心市街地活性化のためには、何よりも官民一体となった推進を図ることが必要です。よって、市ご当局には、当協議会の受け持つ役割の重要性についてご理解いただき、今後も基本計画の遂行状況を定期的にご報告いただくとともに、協議会並びに株式会社まちづくり十和田の事業推進体制の充実にご配慮いただき、民間を含めた各事業への積極的な支援をお願いし、本意見書の結びとさせていただきます。